

告 示

埼玉県告示第千七百七十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十四条第一項の規定により土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第二十一条第三項の規定により公告する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 組合の名称
和光北インター東部地区土地区画整理組合
- 二 事業施行期間
令和五年十月六日から令和十六年三月三十一日まで
- 三 施行地区
埼玉県和光市新倉二丁目、新倉三丁目、新倉四丁目、新倉七丁目、新倉八丁目、
下新倉五丁目及び下新倉六丁目の各一部
- 四 事務所の所在地
埼玉県和光市丸山台一丁目一番十四号
- 五 設立認可の年月日
令和五年十月六日
- 六 事業年度
毎年四月一日から翌年三月三十一日まで
- 七 公告の方法
和光市役所及び組合事務所の掲示場に掲示して行う。